

令和 7 年 4 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 7 年 4 月 3 0 日

長野県安曇野市農業委員会

令和7年4月安曇野市農業委員会定例総会

- 招集年月日 令和7年4月30日  
○会議の日時 令和7年4月30日 午後 1時30分  
○招集の場所 安曇野市役所 4階大会議室

○出席委員（22名）

1番	渡辺由枝君	2番	中島博幸君
3番	山田稔君	4番	望月孝夫君
5番	堀内伸一君	6番	高山万寿君
7番	加島美智代君	8番	藤岡喜美夫君
9番	齋藤岳雄君	10番	二木寿夫君
11番	平林明美君	12番	三枝守和君
13番	細萱美嗣君	14番	降旗治喜君
16番	小林正君	17番	一志寛君
18番	中野隆洋君	19番	平林平君
20番	丸山新悟君	21番	望月慎二君
22番	請地康仁君	24番	佐原悦司君

○欠席委員（2名）

15番	中村正君	23番	丸山隆也君
-----	------	-----	-------

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北條敦君	事務局長	森和哉君
事務局員	沖和義君	事務局員	飯田佳乃君

---

午後 1時30分 開会

○事務局長（北條 敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 本日の定例総会でございます。現在の出席者が22名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条3項に基づきまして、本総会は成立いたします。

なお、15番、中村委員、23番、丸山委員から、欠席の届出が出ております。

この会議は、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分ご配慮願いたいと思います。

また、議案に関して質問等ございましたら、挙手の上、議長が指名をいたしますので、ご

起立いただき、番号、名前を名乗っていただいて、発言をお願いいたします。

---

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条に基づきまして、議長より指名をさせていただきます。

19番、平林委員、20番、丸山委員の2名をお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条の規定により、総会の会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するということにいたします。

---

○議長（佐原悦司君） 続きまして、事務局にお伺いいたします。本日の傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。

それでは、本日の日程等を進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当の地区委員等で現地確認を実施しております。また、穂高、三郷地域は4月24日、豊科、堀金、明科地域は4月25日に地域委員会を開催し、協議しております。本日の審議は、総会の意見を求めるものでございます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

---

#### 議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条申請審議を上程いたします。

25番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の3ページをお願いします。

申請地は豊科地域の3筆で、登記地目は田、面積が計2,491㎡です。受人の経営面積は3万6,672.11㎡、渡人の経営面積が2,491㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番の細萱です。申請番号25番の申請事由を申し上げます。

渡人は耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は規模拡大による農地集積をしたいということでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、議案第26号案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は豊科地域で、登記地目は畑、面積が215㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が428㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番(降旗治喜君) 14番、降旗です。申請番号26番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は市外に居住しており、耕作が困難なため、譲渡したい。受人は申請地及び隣接する住宅を購入し、申請地を家庭菜園として管理したいということです。

審議をお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、27番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 4ページをお願いします。

申請地は穂高地域の10筆で、登記地目は田及び畑、面積が計8,279㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が8,968㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。申請番号27番の説明をいたします。

申請事由です。渡人は県外に居住しており、耕作が困難なため、譲渡したい。受人は安曇野市に現在移住し、申請地で農家の方から栽培の指導を受け就農しており、今回取得することとした。

以上でございます。

なお、若干の補足説明をさせていただきます。

受人の経営面積が0に対して、今回取得の面積が8,000㎡を超えるような大きな面積となっておりますけれども、受人につきましては、安曇野市への移住前、東京八王子市において、農地を借りて農業経営を行っていたということです。そんな中、安曇野市で農業をしたいということで、現在、申請地に附属する空き家に居住しながら申請地の管理という形で作付を行っているところでございます。

また、申請地の航空写真の下のほうに若干形の悪い畑、農地があり、点在していますけれども、こちらのほうがワサビ田になっておりまして、このワサビ田につきましては、大分荒廃が進んでいるものを受人がご自分で重機を使って復元をさせて耕作をしているというふうなところが見受けられますので、やる気はありますし、営農には特に問題はないのではないかとというのが穂高地域委員会の意見として出ております。

ご審議、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

8,000㎡以上の農地でございます。穂高地域委員会では、補足説明等を踏まえた中で何かご意見出ましたでしょうか。

なければ、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ご意見がないようですので、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、28番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は穂高地域の3筆で、登記地目は田、面積が計6,309㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が6,309㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農

地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。申請番号28番の説明をいたします。

申請事由です。渡人は高齢で耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は規模拡大による農地集積をしたいというものでございます。

こちらにつきましても、若干補足説明をさせていただきますが、受らにつきましても、経営面積が0となっておりますけれども、父親と共同で認定農業者として主にワサビ、それから水稲などの栽培に従事しております。今回、父親のほうが経営面積が2万2,000㎡ほどありまして、父親と世帯を分けているため、受らにつきましても経営面積が0となっておりますので、こちらにつきましても営農に特に問題はないかと思っております。

ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、29番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の3筆で、登記地目は田、面積が計3,503㎡です。

受人の経営面積が2,721㎡、渡人の経営面積が3,503㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号15番、中村委員に代わって、事務局より、申請番号29番について説明いたします。

渡人は高齢で耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は果樹栽培に適した申請

地で柿を作付したいということでもあります。

議案番号29番について、補足説明をさせていただきます。

柿（渋柿）については、取引先等から干し柿の引き合いがあるため、以前より柿が作付できる農地を探していたとのこと。受人は穂高有明と豊科に農地を所有しております。穂高有明に所有する農地の大半は貸し付けており、豊科に所有する農地は荒らすことなく作付（水稻）を行っております。受人は近接する工場の経営者であり、毎日出社することから、市外在住であっても柿の栽培であることから、管理は可能と思われま。

また、穂高地域委員会時に、消毒等による周辺農地への影響について意見がありましたが、柿の栽培において、消毒はほとんど行うことはないとの意見もあり、低木で栽培されることで、申請書内にも栽培に際して周辺農地への影響はない旨の記載がありますので、よろしいかと考えます。

受人が将来工場敷地の拡張をするのではないかと懸念されるところですが、当該農地は水利の利用が難しい地域で、他者が取得する可能性も低く、この機を逃すと荒廃農地化の可能性もあり、直ちに工場になるというわけではないことから、所有権移転はやむを得ないと考えております。

また、当該農地には松川村と市村境があり、事務局でも松川村農業委員会事務局と協議をする中で、補足説明の理由から、松川村農業委員会においてもやむを得ないのではないかと見解を得ているとのこと。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

お手元の別冊の資料6ページ、下の段、航空写真でございますが、赤い四角い枠があります。その真ん中に線が入っておりまして、その右側、川沿いのほうが松川村となっております。ですから、松川村と穂高のちょうど境で、田んぼがちょうど真ん中に線が入っているということで、確認をお願いいたします。

松川村のほうにつきましては、農業委員会でこれから審査ということだそうでございます。航空写真の地図、分かりましたか。

赤枠が安曇野市農業委員会、その右側の赤枠されていないところが松川の農業委員会です。同じ土地ですけれども、農業委員会が二股に関わっております。

よろしいですか。

特段ご意見なければ採決に移りますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、採決に移ります。

申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、30番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、登記地目は畑、面積が1,921㎡です。受人の経営面積は4万7,828㎡、渡人の経営面積が5,641㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番(三枝守和君) 委員番号12番、三枝です。議案番号30番について説明いたします。

渡人は県外に居住しており、耕作が困難なため、譲渡したい。受人は借りていた申請地の譲渡申出があったので、譲り受けたいということがございます。

ご審議のほうをよろしくをお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、31番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 6ページをお願いします。

申請地は堀金地域で、登記地目は畑、面積が2,369㎡です。受人の経営面積は5万5,957.7㎡、渡人の経営面積が2,369㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の8ページでご確認ください。

委員番号17番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○17番(一志 寛君) 17番、一志です。申請番号31番について説明申し上げます。

申請事由であります。渡人は県外に居住しており、耕作が困難なため、譲渡したい。受人は申請地において利用権により耕作をしてきたが、引き続き耕作を行いたいということがあります。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、32番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域の2筆で、登記地目は田、面積が計639㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が2,386㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の9ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。申請番号32番について説明を申し上げます。

申請事由ですが、渡人は耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。また、受人は自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、以前から興味を持っていた家庭菜園を行いたいということがあります。

なお、補足説明であります。別冊資料の9ページの2枚、申請地、2枚に分かれておりますが、下の小さいほうの申請地をちょっと航空写真、影になっているというだけで、黒く見えますが、実際には耕作をされている良好な状態ということでもありますので、お伝えします。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、33番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域の3筆で、登記地目は畑、面積が計2,269㎡です。受人の経営面積は4万7,145㎡、渡人の経営面積が2,269㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の10ページでご確認ください。

委員番号22番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○22番（請地康仁君） 22番、請地です。申請番号33番についてご説明申し上げます。

渡人は申請地の耕作が困難なため、譲渡したいとのことです。また、受人は借りていた農地を贈与を受け、耕作を続けたいということです。

ご審議、よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

---

#### 議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、議案第2号 農地法第4条許可申請審議に入ります。

それでは、15番案件から、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 7ページをお願いします。

申請地は豊科地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計43.53㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したもので

す。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番の細萱です。申請番号15番について、転用事由を申し上げます。

申請人は、住宅敷地に建てられている物置が農地の境界線直近なので、申請地を宅地にして、住宅敷地を拡張したいということです。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、16番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が378㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。申請番号16番について、説明いたします。

転用事由ですけれども、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議のほうをよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

#### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 続きまして、議案第3号 農地法5条の規定による許可後の計画変更許可申請につきまして上程をいたします。

1番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は穂高地域で第3種農地です。登記地目は田、面積が287㎡、申請内容は、住宅で許可になっていたものを、当初計画者から継承者が駐車場に変更するものです。当初許可年月日及び指令番号は備考に記載のとおりです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。申請番号1番についてご説明いたします。

転用事由は、渡人は、過去に住宅を建てる目的で転用許可を受けたが、事情が変わり、今回の受人が申請地を譲り受け、駐車場として今後も利用したい。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

#### 議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 続きまして、議案第4号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

36番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請地は豊科地域の2筆で、第2種農地です。登記地目は田、面積が計365㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。申請番号36番の転用事由を申し上げます。

借人は現在借家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したい。

以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、37番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域の4筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計685㎡です。申請内容は宅地分譲（3区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 引き続きまして、委員番号13番の細萱です。申請番号37番につきまして、転用事由を申し上げます。

受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため、取得し、宅地分譲として販売したいということです。

先ほど、地図の北側の宅地の一部にしたいということ、その南側の敷地になっております。以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、38番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が337㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。申請番号38号について説明いたします。

転用事由ですが、借人は現在市外に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したいとのことでした。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、39番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

申請地は豊科地域の3筆で、第2種農地です。登記地目は畑、面積が計697㎡です。申請内容は事務所・資材置場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○19番（平林 平君） 委員番号19番、平林です。申請番号39号について、転用事由を説明いたします。

受人は、現在の材料、道具の管理場所に手狭が生じているので、申請地を事務所・資材置場として使用したいということです。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、40番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が339㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○19番（平林 平君） 委員番号19番、平林です。申請番号40番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は主に中古トラック販売をしており、中古車両置場が不足しているため、申請地を駐車場として使用したいということです。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 26ページの航空写真、赤いところと青いところ、黄色いところ、

ということでご確認をお願いします。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、41番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は豊科地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が610㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○19番(平林 平君) 委員番号19番、平林です。申請番号41番について説明いたします。

転用事由ですが、借人は既存事業所敷地の駐車場の不足しているため、申請地を従業員用駐車場として造成したいということです。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、42番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 11ページをお願いします。

申請地は穂高地域の3筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計1,411㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

- 3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。申請番号42番の説明をいたします。  
転用事由です。受人は、店舗移転に伴い、来客用駐車場が不足するため、申請地を駐車場として造成したいというものです。  
ご審議、よろしく願いいたします。
- 議長（佐原悦司君） ありがとうございます。  
それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。  
ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。  
本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
（賛成者挙手）
- 議長（佐原悦司君） ありがとうございます。  
賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。  
それでは、続きまして、43番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の6筆で、農振農用地及び第1種農地です。登記地目は田、面積が計1,514㎡です。申請内容は資材置場・仮設作業所（一時転用）、許可日から令和7年12月5日までで、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。  
位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。  
委員番号3番です。審議をお願いします。
- 議長（佐原悦司君） ありがとうございます。  
それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。
- 3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。申請番号43号の説明をいたします。  
借人は、河川内水対策に伴う排水路設置工事のための仮廻し水路の設置と資材置場及び仮設作業所を造成したいというものです。  
ご審議、よろしく願いいたします。
- 議長（佐原悦司君） ありがとうございます。  
それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。  
ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。  
本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。  
（賛成者挙手）
- 議長（佐原悦司君） ありがとうございます。  
賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、44番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計1,054㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。申請番号44番の説明をいたします。

転用事由です。受人は、登山者及び社員用駐車場が不足してきているため、申請地を駐車場として造成したい。

以上です。ご審議、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいですかね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、45番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が46㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。申請番号45番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は、申請地に擁壁を打ち、庭として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、46番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が207㎡です。申請内容は宅地分譲(1区画)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の38ページ、39ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番(平林明美君) 委員番号11番、平林です。申請番号46番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため、取得し、宅地分譲として販売したい。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、47番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 13ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計782㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の40ページ、41ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。申請番号47番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は、施設の増築を行ったことから、利用者の駐車場スペースを確保するため、申請地を駐車場として今後も利用したい。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、48番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の3筆で、第1種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計1,037㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（4区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42ページ、43ページでご確認ください。

委員番号4番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○4番（望月孝夫君） 委員番号4番、望月です。申請番号48番の、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため、取得し、特定建設条件付土地として販売したいということです。

審議をよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、49番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が800㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の44ページ、45ページでご確認ください。

委員番号4番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○4番（望月孝夫君） 4番の望月です。申請番号49番の説明をします。

受人は、職員及び来院用駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として造成したいということです。

審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、50番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 14ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計1,305㎡です。申請内容は建売住宅（4棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の46ページ、47ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より、申請番号50番について説明します。

受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため、取得し、建売住宅として販売したいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、51番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が247㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の48ページ、49ページでご確認ください。

委員番号20番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○20番（丸山新悟君） 委員番号20番、丸山です。申請番号51号について、ご説明いたします。

転用事由ですが、受人は現在県外に居住しているが、故郷である安曇野市に戻り、申請地に住宅を建築したいというものです。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、52番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が760㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（2区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の50ページ、51ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○2番（中島博幸君） 委員番号2番、中島です。申請番号52番について説明いたします。

転用事由ですけれども、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したいということです。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、53番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 15ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が573㎡です。申請内容は建売住宅（2棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の52ページ、53ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。申請番号53号について説明いたします。

転用事由、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

以上、審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

これ、52ページの航空写真、黄色いところは農地じゃないということですね。

○6番（高山万寿君） ここは、この写真で見ますと、上の住宅のところの宅地の一部、それを取得して一体開発という、そういう予定だそうです。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。ありがとうございました。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、54番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域の3筆で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が計8,138㎡です。申請内容は工場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の54ページ、55ページでご確認ください。

委員番号17番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○17番（一志 寛君） 17番、一志です。申請番号54番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、製造物流の効率化を図るため、申請地に穂高工場の機能を移転し、製造物流の一体化する工場を建設したいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

8,000㎡を超えるような開発でございます。堀金地域委員会で何かご意見出ませんでしたでしょうか。

○17番（一志 寛君） 特段意見はありませんでした。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

### 議案第5号 租税特別措置法適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第5号 租税特別措置法適格者証明申請審議に入ります。  
それでは、上程いたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 16ページをお願いします。

租税特別措置法適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく贈与税納税猶予、同法第70条の6第1項の規定に基づく相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であるかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

申請番号5番は、相続税納税猶予に係るもので、三郷地域の3筆で、登記地目は田、面積は計3,047㎡です。

続いて、申請番号6番は、相続税納税猶予に係るもので、三郷地域で、登記地目は畑、面積は計48㎡です。

当該農地については、引き続き、適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の56ページ、57ページでご確認ください。

以上2件ですが、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。  
三郷地域委員会で何かご意見出ましたら、お願いいたします。

○2番（中島博幸君） 特にありませんでしたけれども、右側のあそこはあぜ道ということなんですけれども、税務署の何か、そこも何か農地になってしまうということなので、細いところなんですけれども、草刈り等を行って管理しているようなので、別に問題ないと思っております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

原案どおり、証明書の交付を承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、証明書の交付を承認いたします。

---

### 議案第6号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 続きまして、議案第6号 農地利用集積等促進計画審議（所有権移転）を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 17ページ、18ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

申請番号7番から9番までは、令和7年2月の定例総会において決定されている案件ですが、今回の制度改正により、公社売渡分については要請が必要となっております。

申請番号10番から13番は、新制度における案件となっております。

17ページをお願いします。

申請番号7番です。対象農地は、令和7年2月の定例総会において、公社買入の移転時期は令和7年3月21日で決定いただいております。公社売渡の移転時期は令和7年7月15日、利用目的はねぎです。

位置等につきましては、別冊資料の58ページでご確認ください。

続いて、申請番号8番です。対象農地は、令和7年2月の定例総会において、公社買入の移転時期は令和7年3月21日で決定いただいております。公社売渡の移転時期は令和7年7月15日、利用目的は水稲です。

位置等につきましては、別冊資料の59ページでご確認ください。

続いて、申請番号9番です。対象農地は、令和7年2月の定例総会において、公社買入の移転時期は令和7年3月21日で決定いただいております。公社売渡の移転時期は令和7年7月15日、利用目的は水稲です。

位置等につきましては、別冊資料の60ページでご確認ください。

18ページをお願いします。

申請番号10番です。対象農地は豊科地域で、登記地目は田、面積は974㎡です。公社買入の移転時期は令和7年7月22日、公社売渡の移転時期は令和7年11月17日、利用目的は水稲です。

位置等につきましては、別冊資料の61ページでご確認ください。

続いて、申請番号11番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は1,779㎡です。公社買入の移転時期は令和7年7月22日、公社売渡の移転時期は令和7年11月17日、利用目的は野菜です。

位置等につきましては、別冊資料の62ページでご確認ください。

続いて、申請番号12番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は1,051㎡です。公社買入の移転時期は令和7年7月22日、公社売渡の移転時期は令和7年11月17日です。利用目的は野菜です。

位置等につきましては、別冊資料の63ページでご確認ください。

続いて、申請番号13番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は畑、面積は932㎡です。公社買入の移転時期は令和7年7月22日、公社売渡の時期は令和7年11月17日、利用目的はにんじんです。

位置等につきましては、別冊資料の64ページでご確認ください。

以上7件ですが、審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 事務局にお伺いしますが、利用目的にねぎだとかにんじんだとか野菜だったといろいろありますけれども、これは申請人がそのように申し出たということでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おっしゃるとおりです。

○議長（佐原悦司君） それは一括して野菜という表現じゃいけないということだね。申請人がそのようにした。分かりました。

ほかにご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） なければ、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり要請につきまして賛成の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり長野県農業開発公社に農用地利用集積等促進計画を定めるよう、要請いたします。

---

#### 議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（一括方式）

○議長（佐原悦司君） 続きまして、議案第7号 農地利用集積等促進計画審議（一括方式）を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限によりまして、委員番号14番、降旗委員につきましては、参考人として出席させていただきますが、決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 19ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の権利設定について、安曇野市長から意見を求められていますので、ご説明いたします。

設定件数は総計44件、8万6,986㎡、期間は5年6か月及び10年6か月です。設定筆数は総計44筆、田が38筆、畑が6筆です。耕作者は18人、所有者は25人となっております。

20ページ、21ページが計画書です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、原案に異議なしとの回答をされる方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農地利用集積等促進計画審議(一括方式)につきまして、異議なしとしての意見を提出させていただきます。

---

#### 議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議(権利移転)

○議長(佐原悦司君) 次に、議案第8号 農地利用集積等促進審議計画(権利移転)につきまして上程いたします。

農業委員会等の法律第31条に基づきまして、議事参与の制限により、委員番号9番、齋藤委員につきましては、参考人として出席させていただきますが、決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 22ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の権利移転について、安曇野市長から意見を求められておりますので、ご説明いたします。

設定件数は総計1件、1,218㎡、期間は5年7か月です。設定筆数は総計1筆、田が1筆です。借受人は1人となっております。

23ページが計画書です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 本案件につきまして、原案に異議なしとの回答につきまして、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農地利用集積等促進審議(権利移転)につきまして、異議なしとの意見書を提出することといたします。

---

#### 議案第9号 令和7年度最適化活動の目標設定等について

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第9号 令和7年度最適化活動等の目標の設定等につきまして上程いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） タブレット端末に送信させていただきました別冊の令和7年度最適化活動の目標設定等を開いてください。お願いいたします。

開けない方はいらっしゃいますでしょうか。こちらで確認いたします。

説明のほうに移らせていただきます。

最適化活動の目標設定等については、令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等についてにより定められ、最適化活動の目標の設定等の事務の実施を公表するに当たり、農業委員会で承認をいただき公表することとなっております。

内容につきましては、三役地域長会及び各地域委員会で協議をいただきました。

別冊の令和7年度最適化活動の目標の設定等のとおり、農業委員会として承認いただき、国・県に報告するとともに、公表を行いたいと思います。

○議長（佐原悦司君） 説明ありがとうございました。

たくさんの資料がございますけれども、中身を検討いたしまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。いいですかね。

2番のところの農家総戸数4,553と出ておりますが、生産農家と自給農家の合計ということで4,500、安曇野市の世帯数が約4万3,000戸ですので、これを計算しますと、10件に1件は農家だというような計算になります。安曇野市の戸数が約6万3,000ですので、農家戸数が4,500ですので、約10件に1件ぐらいが農家と関わりを持つというようなことでございます。

その下の2,573、これは自給農家を抜いた生産農家が大体2,573ということでご認識いただいたと思います。

よろしいですかね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり令和7年度最適化活動の目標の設定等を決定いたします。

---

○議長（佐原悦司君） それでは、以上をもちまして、全ての審議が終了いたしました。